



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年3月20日(火) 第9584号

目次

ページ

規則

- 群馬県営林道事業の施行等に関する規則の一部を改正する規則(林政課) 2
- 群馬県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則(会計課) 2

告示

- 森林病虫害等防除法の規定による命令の内容となる事項(林政課) 4
- 保安林の指定施業要件の変更予定(森林保全課) 4
- 監視伝染病の検査命令(畜産課) 6
- 同 7
- 家畜の注射の実施(同) 8
- 道路の区域変更(道路管理課) 8
- 道路の供用開始(同) 8
- 都市計画事業の変更認可(都市計画課) 9
- 平成30年度及び平成31年度において県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等(会計課) 9

公告

- 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(県民生活課) 15

■ 規 則

群馬県営林道事業の施行等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年三月二十日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第五号

群馬県営林道事業の施行等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県営林道事業の施行等に関する規則(昭和三十六年群馬県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「環境林整備事業」の下に「森林資源循環利用林道整備事業」を加える。

第五条中「及び林道災害復旧事業」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第六号

群馬県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県収入証紙条例施行規則(昭和四十一年群馬県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項に次のただし書を加える。

ただし、書留郵便その他これに類する方法により提出された請求書を受理したときは、証紙受領書を交付することを要しない。

第十五条第二項中「基づいて」を「基づき、財務規則の定めるところにより」に、「するとともに証紙収入振替依頼書(別記様式第十八号)」を「行い、公金振替依頼票」に改め、同条第三項中「証紙収入振替依頼書を作成するとともに」を削り、同条第四項中「証紙収入振替依頼書」を「証紙消印実績報告書」に、「直ちに」を「直ちに財務規則の定めるところにより」に、「するものとする」を「行い、納入通知書を作成し、これを会計課長に送付しなければならない」に改める。

第十六条第一項中「証紙収入振替依頼書」を「公金振替依頼票の送付又は同条第四項の規定による納入通知書」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 会計管理者は、前項の規定による支出回議書の送付があつたときは、財務規則の定めるところにより処理を行うものとする。

別記様式第十七号中

正当納付額		過課納等の額		合計
当月分 前月繰れ分 小計	累計 (イ)	当月分 前月繰れ分 小計	累計 (ロ)	(イ) + (ロ)

を

正当納付額		過課納等の額		合計	
当月分 前月繰れ分 小計(イ)	累計 (ア)	当月分 前月繰れ分 小計(ロ)	累計 (カ)	(イ)+(ロ)	(ア)+(カ)

に

改める。
別記様式第十八号及び別記様式第十九号を次のように改める。
別記様式第18号及び別記様式第19号 削除

別記様式第二十二号中「証紙収入振替済通知書(別記様式第16号)及び」を削る。
附 則

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第十四条の改正規定は、
公布の日から施行する。

2 平成二十九年三月分の証紙消印の実績報告及び振替については、なお従前の例
による。

■ 告 示

◎群馬県告示第76号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項及び第2項の規定により、森林病虫害等の駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成30年3月20日

群馬県知事 大澤 正 明

1 区域及び期間

(1) 区域 前橋市、渋川市、高崎市、藤岡市、富岡市、昭和村、みなかみ町、桐生市、太田市、館林市、千代田町及び邑楽町の高度公益機能森林

(2) 期間 平成30年4月9日から同年5月28日まで

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒し、当該伐倒した樹木を松くい虫、その付着している枝条及び樹皮とともに薬剤によりくん蒸し、若しくは破碎し、又は焼却すること。

4 命令しようとする理由 1(1)に掲げる区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1(1)に掲げる区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他

(1) 3に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木等の所在する地域を管轄する環境森林事務所長又は森林事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木等の所在する地域を管轄する環境森林事務所長又は森林事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木等を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

◎群馬県告示第77号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成30年3月20日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吾妻郡長野原町（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吾妻郡長野原町（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
吾妻郡長野原町（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吾妻郡長野原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、長野原町（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吾妻郡長野原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び長野原町役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第78号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、同項に規定する監視伝染病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

平成30年3月20日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 実施の目的 次に掲げる家畜伝染病の発生を予防し、又はその発生の状況及び動向を把握するため
 - (1) ブルセラ病及び結核病
 - (2) ヨーネ病
 - (3) 伝達性海綿状脳症
 - (4) 家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)
 - (5) 腐蛆病
- 2 実施する区域 所轄家畜保健衛生所長が指定する区域
- 3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲
 - (1) ブルセラ病及び結核病にあつては、次に該当する牛で所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
 - ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛(生後6月未満のものを除く。)
 - イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛(生後6月未満のものを除く。)
 - ウ ア又はイに掲げる牛と同一施設内で飼育している牛(生後6月未満のものを除く。)
 - (2) ヨーネ病にあつては、次に該当する牛で所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
 - ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛(生後6月未満のものを除く。)
 - イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛(生後6月未満のものを除く。)
 - ウ ア又はイに掲げる牛と同一施設内で飼育している牛(生後6月未満のものを除く。)
 - エ 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛(生後6月未満のものを除く。)
 - オ 搾乳又は繁殖の用に供するため県外から導入した牛及び放牧予定牛
 - (3) 伝達性海綿状脳症にあつては、次に該当する家畜の死体
 - ア 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第1項に基づく届出の対象となる牛(牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(平成14年農林水産省令第58号)第4条第2号から第4号までに該当する場合を除く。)
 - イ 月齢又は推定月齢が12月以上のめん羊及び山羊で、所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
 - (4) 家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)にあつては、種鶏及びその候補鶏のうち所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
 - (5) 腐蛆病にあつては、所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた蜂群
- 4 実施の期日 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間において所轄家畜保健衛生所長の定める日
- 5 検査の方法
 - (1) ブルセラ病、結核病、ヨーネ病及び伝達性海綿状脳症にあつては、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年

農林省令第35号)別表第1に定める方法

- (2) 家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)にあつては、血清学的検査
- (3) 腐蛆病にあつては、臨床検査及び細菌学的検査
- 6 その他 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

◎群馬県告示第79号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、同項に規定する監視伝染病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

平成30年3月20日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 実施の目的 次に掲げる監視伝染病の発生の予察
 - (1) 豚コレラ
 - (2) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ
 - (3) アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱
- 2 実施する区域 県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 豚コレラにあつては、所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた豚
 - (2) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザにあつては、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥(以下「家きん」という。)を100羽以上(だちょうの場合は、10羽以上)飼養する農場の家きんのうち所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
 - (3) アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱にあつては、越冬していない牛のうち所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
- 4 実施の期日
 - (1) 豚コレラ並びに高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザにあつては、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間において所轄家畜保健衛生所長の定める日
 - (2) アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱にあつては、平成30年6月1日から同年11月30日までの間において所轄家畜保健衛生所長の定める日
- 5 検査の方法
 - (1) 豚コレラにあつては、臨床検査、ウイルス分離検査及び血清学的検査
 - (2) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザにあつては、臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査
 - (3) アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱にあつては、臨床検査及び血清学的検査
- 6 その他 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

◎群馬県告示第80号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の注射を次のとおり実施する。

平成30年3月20日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 実施の目的 次に掲げる監視伝染病の発生を予防するため
 - (1) 牛ウイルス性下痢・粘膜病（Ⅰ型及びⅡ型）
 - (2) 牛伝染性鼻気管炎
 - (3) 豚オーエスキー病
- 2 実施する区域 県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 牛ウイルス性下痢・粘膜病（Ⅰ型及びⅡ型）及び牛伝染性鼻気管炎にあつては、放牧予定牛
 - (2) 豚オーエスキー病にあつては、家畜防疫員が必要と認めた豚
- 4 実施の期日 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間において所轄家畜保健衛生所長の定める日
- 5 注射の実施の方法
 - (1) 牛ウイルス性下痢・粘膜病（Ⅰ型及びⅡ型）及び牛伝染性鼻気管炎にあつては、筋肉内注射法
 - (2) 豚オーエスキー病にあつては、皮内注射法又は筋肉内注射法
- 6 その他 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

◎群馬県告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月20日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	津久田停車場前橋線	前橋市北代田町43番の5地先から同市同71番の5地先まで	前	8.2～13.4	250.0
			後	10.4～13.4	250.0

◎群馬県告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月20日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の日時
県道	桐生伊勢崎線	みどり市笠懸町阿左美3285番の1地先から同市同1049番の3地先まで	平成30年3月23日 午後2時

◎群馬県告示第83号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年3月20日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 施行者の名称 前橋市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 前橋都市計画公園事業 6・5・2号 前橋総合運動公園
- 3 事業施行期間 平成26年3月28日から平成35年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし

◎群馬県告示第84号

群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）第170条の2、第180条及び第190条の3の規定に基づき、平成30年度及び平成31年度において県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約（工事請負並びに設計、測量及び地質調査の委託を除く。以下「物件の製造等の契約」という。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）及び資格を有するかどうかの審査（以下「資格審査」という。）の申請の方法等を次のとおり定める。

なお、平成30年度及び平成31年度において県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等の告示（平成29年群馬県告示第256号）及び平成30年度4月において県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（平成30年群馬県告示第57号）（以下これらを「旧告示」という。）は、平成30年3月31日限り廃止する。

平成30年3月20日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 物件の製造等の契約の種類
物件の製造等の契約の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	大分類	小分類
物品の製造	印刷	活版印刷、グラビア印刷、オフセット印刷、フォーム印刷、封筒、製本、タイプオフ印刷、ダイレクト印刷、点字印刷
	地図・航空写真	地図製作、図面製作、写図、航空写真、その他の地図・航空写真
物品の販売	事務機器	事務用品、鋼製什器 ^{じゆう} 、事務用家具、和洋紙、印章、OA機器、その他の事務機器
	教育機器	学校教材、教育機器、保育教材・遊具・玩具、教育用家具、その他の教育機器
	書籍	図書、雑誌・刊行物、映像ソフト
	理化学医薬・保健機器	理化学機器、計測機器、実験機器、測量機器、医療機器、X線フィルム、光学機器、介護用機器、その他の理化学医薬・保健機器
	薬品	医療用薬品、工業用薬品、農業用薬品、動物用薬品、ガス類、衛生用品、その他の薬品
	電気・通信機器	電気器具、放送・通信用機器、家電製品、家電消耗品
	産業用機械	産業用機械、建設用機械、工作用機械
	農林業用機器	林業用機器、農業用機器
	農林業用用品	種苗、肥料、飼料、園芸資材、花き類、その他の農林業用用品
	車両類	自動車、二輪車、特殊自動車、自転車、自動車部品、タイヤ、船舶、ぎ装、消防用自動車、救急用自動車、警察用自動車、その他緊急自動車
	燃料類	ガソリン・軽油、重油、灯油、燃料用ガス、薪炭、石油器具、その他の燃料類
	厨房機器 ^{ちゆうぼう}	調理台、流し台・洗面台、給湯器、調理機器、厨房用食器、ガス器具、その他の厨房機器
	食料品	食料品、茶、学校給食用食材
	運動用品	運動用具、武道用品、キャンプ・登山用品、運動設備品、その他の運動用品
	音楽用品	楽器・楽譜、レコード・音楽CD等、その他の音楽用品
	百貨店	ギフト製品・百貨
	繊維製品	制服、作業服・事務服、白衣、寝具類、帽子、その他の繊維製品
	室内装飾品	カーテン、じゅうたん、ブラインド、椅子カバー、どん帳、暗幕、テント、シート類、家具類、木工製品製造、その他の室内装飾品
	写真	写真機、撮影機、映写機、フィルム、写真材料、DPE、マイクロ写真機、青焼き、カラーコピー
	記念品・時計	記章、カップ・トロフィー・楯 ^{たて} 、記念品、時計、貴金属
荒物雑貨	家庭金物、荒物、雑貨類、手芸用品、かばん、ゴム・ビニール製品、陶磁器、作業靴、皮革製品	

	看板・展示品	看板・掲示板、横断幕、模型、ステッカー類
	道路標識	道路標識、カーブミラー、バリケード、保安灯
	工食用材料	アスファルトコンクリート、木材、建築金物、工具、塗料、生コン・セメント、砕石・砂利、仮設資材、電線、その他の工食用材料
	コンクリート製品	ヒューム管、パイル、道路・下水道用品、陶管、PC板、ブロック、その他のコンクリート製品
	鉄鋼・非鉄鋼製品	鋼材、鋼管、ガードレール、パイプ、鉄蓋、鋳鉄品、鉛管、ビニール管、その他の鉄鋼・非鉄鋼製品
	警察・消防用品	鑑識用機材、警察用品、防災用品、消防ポンプ、ホース、消火器・消火器薬剤、救急用機器、消防用機器、消防用被服、その他の警察・消防用品
	水道用品	水道用特殊部品、水処理薬剤、資材、その他の水道用品
	特殊物品	清掃工場用物品、選挙用品、斎場用物品、美術品、ペット用品、大型遊具、その他の特殊物品
	電力	電力
	その他の物品	上記のいずれにも属さない物品
役務等の提供	清掃	建物清掃、貯水槽・高架水槽の清掃、除草、樹木剪定、管渠清掃、道路・水路清掃、下水道維持・管理、浄化槽清掃、沈澱槽・分離槽清掃、除雪、その他の清掃
	警備・受付・案内	有人警備、交通誘導、機械警備、プール監視、施設受付・案内
	消毒・害虫駆除	ねずみ・蜂類等、シロアリ、松くい虫、くん蒸、その他の消毒・害虫等駆除
	保守管理	施設管理、施設・設備運転管理、駐車場管理、道路等管理、電気設備、通信・放送設備、舞台装置、昇降機、空調・衛生設備、消防・防災設備、事務用機器、遊具・体育器具、浄化槽管理、自動ドア、医療機器、シャッター設備、その他の機械設備、その他の保守管理
	クリーニング	クリーニング・ランドリー、リネンサプライ、寝具丸洗い・乾燥・消毒
	廃棄物処理	一般廃棄物収集運搬、一般廃棄物処分、産業廃棄物収集運搬、産業廃棄物処分、特別管理産業廃棄物収集運搬、特別管理産業廃棄物処分、その他の廃棄物処理
	運搬業務	旅客運送、貨物運送、旅行企画、倉庫、美術品運搬、その他の運搬業務
	情報処理	システム開発・保守、データ作成・入力、その他の情報処理
	検査・分析・調査	環境関係調査、環境計量証明、世論調査、市場調査、交通調査、地域計画調査、調査・研究(シンクタンク)、測量、文化財調査、アンケート調査、漏水調査、その他の検査・分析・調査
	イベント・企画・デザイン・制作	イベントの企画・運営、会場設営・撤収、デザイン、ビデオ作製、番組の企画・制作、映像音響ソフト制作、ホームページ制作、広告代理、看板標識作製・設置、写真・マイクロフィルム、文化財等複製作製、その他のイベント・企画・デザイン・制作
	研修・講習	研修・講習
	事務処理	筆耕等事務補助、不動産関係事務・業務、速記、議事録調製業務、封入封緘

		業務、その他の事務処理
	人材派遣	一般労働者派遣、特定労働者派遣
	リース・レンタル	事務用機器、電算システム、産業・建設機器、動植物、情報機器、イベント用品、自動車、医療機器、ボイラー機器、その他のリース・レンタル
	医療福祉	福祉サービス業務、給食サービス業務、検診・予防接種・各種医療検査、その他の医療福祉
	車両整備	自動車整備、機械整備
	その他	ピアノの調律、畳関係、自動車保険、損害保険、森林整備、料金徴収、翻訳、その他の業務
	再生資源化	再生資源化
物品の購入	資源回収	鉄くず、非鉄金属くず、古紙、ビン類、ペットボトル、古物、火葬残骨灰、自動車、自転車、電気・電子機器、その他の資源回収
	電力	電力

2 競争入札に参加することができる者 競争入札に参加することができる者は、5により申請を行い、3に掲げる審査項目及び7に掲げる添付書類について資格審査を受け、資格を有すると認められた者（以下「資格者」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、申請を行うことができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者（被保佐人、被補助人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当することにより資格を付与しないこととされた期間を経過しない者
- (3) 納付すべき税に未納のある者

3 審査項目

- (1) 申請を行う日（以下「審査基準日」という。）の直近2年間の各事業年度（個人にあつては、各事業年）における物件等の年平均の生産額又は販売額
- (2) 審査基準日の直前の事業年度（個人にあつては、事業年）の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本金額
- (3) 審査基準日の前日における従業員数
- (4) 物品の製造に係る事業を営んでいる者にあつては、直前決算における機械設備等の額（機械装置類、運搬器具、工具その他備品の合計額）
- (5) 直前決算における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したもの）
- (6) 審査基準日の前日までの営業年数

4 資格審査の方法 資格を有するかどうかは、物件の製造等の契約の種類に従い、3に掲げる審査項目及び7に掲げる添付書類を審査した結果を総合的に勘案して決定するものとする。

5 申請の方法 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>）を使用し、物件等競争入札参加資格審査申請（以下「電子申請」という。）を知事に行わなければならない。

6 申請の受付期間 随時とする。

7 添付書類 申請者は、申請と同時に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

なお、様式は、群馬県ホームページに掲載されている平成30・31年度物品役務の競争入札参加資格申請に係る個別添付書類様式集(随時申請)に掲載されているものを使用すること。ただし、同様式集に掲載されていない書類の様式は、任意とする。

- (1) 法人にあつては登記簿謄本又は登記事項証明書、個人にあつては市町村長が発行した身分証明書(審査基準日から3月以内に発行されたもの。写し可。)
 - (2) 納税証明書(審査基準日から3月以内に発行されたもの。写し可。法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税並びに県税、個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税並びに県税に関するもの。なお、同時に他の県内市町村に申請する場合は、申請する市町村の市町村税に関するものを含む。)
 - (3) 財務諸表(審査基準日の直近2年間の各事業年度の決算に関するもので、法人の場合のみ提出する。)
 - (4) 確定申告書等の写し(審査基準日の直近2年間の各事業年に関するもので、個人の場合のみ提出する。)
 - (5) 営業に必要な許可、認可又は届出を必要とする場合は、これを証明する書類の写し
 - (6) ISO認証を取得している場合は、登録証の写し
 - (7) 申請を行政書士に委任する場合は、行政書士委任状
 - (8) 入札、契約、代金の請求、領収等を代理人に委任する場合は、委任通知書
 - (9) 暴力団排除に関する誓約書
 - (10) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項の規定による障害者雇用義務がある場合は、障害者雇用状況報告書(所管公共職業安定所の受付印が押されたもの)の写し
 - (11) 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項の規定による障害者雇用義務がない場合は、障害者雇用に関する申告書
 - (12) 従業員数が100人以下であり、かつ、群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者で次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第4項に規定する一般事業主行動計画の作成及び届出を行ったものは、一般事業主行動計画策定・変更届(所管労働局の受付印が押され、かつ、一般事業主行動計画の計画期間に審査基準日が含まれるもの)の写し
 - (13) 群馬県いきいきGカンパニー認証制度の認証を受けた者は、群馬県いきいきGカンパニー認証書の写し(認証書の認証期間に審査基準日が含まれるもの)
 - (14) 群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者で群馬県環境GS認定制度の認定を3年以上継続して受けたものは、環境GS認定制度認定書の写し
 - (15) 群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者でエコアクション21認証・登録制度の認証・登録を受けたものは、エコアクション21認証・登録証の写し
 - (16) 職員又は役員に消防団員がいる場合は、消防団在籍に関する証明書
 - (17) 従業員が300人以下であり、かつ、群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者で女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第8条第7項に規定する一般事業主行動計画の作成及び届出を行ったものは、一般事業主行動計画策定・変更届(所管労働局の受付印が押され、かつ、一般事業主行動計画の計画期間に審査基準日が含まれるもの)の写し
- 8 電子申請及び添付書類に使用する言語等
- (1) 電子申請は、日本語により行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、使用可能な他の漢字又はひらがなに置き換えるものとする。
 - (2) 7(3)の財務諸表は、日本語により作成しなければならない。

なお、その他の書類で外国語により記載してあるものは、その日本語による訳文を付記し、又は添付しなければならない。

- (3) 電子申請及び添付書類の金額表示は、日本円でしなければならない。

なお、日本円への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

- 9 資格審査の結果の通知 知事は、資格審査の結果、認定を決定したときは、申請者にぐんま電子入札共同システムを使用して通知するものとする。
- 10 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格認定日から平成32年3月31日までとする。
- 11 営業の廃止等の届出 申請者は、申請を行った後、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、その旨をぐんま電子入札共同システムを使用して届け出なければならない。

なお、届出に当たり、7に掲げる書類のうち関係する書類を提出するものとする。

- (1) 営業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 所在地又は住所を変更したとき。
- (3) 電話番号又はFAX番号を変更したとき。
- (4) 商号又は名称を変更したとき。
- (5) 代表者の変更があったとき。
- (6) 代理人の変更があったとき。
- 12 資格の取消し等 知事は、資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、当該資格を取り消し、又は当該事実があった後3年間を限度として資格を付与しないことができる。資格を取り消された者又は資格の付与がない者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する資格者についても、また同様とする。
- (1) 営業を廃止し、又は休止した者
- (2) 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産手続開始の決定を受けた者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 電子申請又は添付書類に虚偽の事実を記録し、又は記載したことにより資格を取得した者
- (5) 物件の製造等の契約の履行に当たり、故意に物件の製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (6) 競争入札において、公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (7) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げた者
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
- (9) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (10) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 13 資格の取消し等の通知 知事は、12の規定により資格を取り消したとき又は資格を付与しないこととしたときは、その旨を該当者に通知するものとする。
- 14 申請情報の取扱い
- (1) 各申請者から申請された内容（以下「申請情報」という。）については、資格審査後、その一部（本社又は委任先営業所の基本情報（商号又は名称、所在地、代表者氏名及び電話番号）、営業品目及び等級区分）につ

いて公開する。

(2) 申請情報について、暴力団との関係の有無を関係機関に照会することがある。

附 則

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前に旧告示に基づき資格審査の申請を行い、知事が資格を有すると認めた者については、旧告示の規定は、この告示の施行後もなおその効力を有する。

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成30年3月20日

群馬県知事 大 澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成30年3月8日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人麦わら屋
- 3 代表者の氏名 小野介也
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市高井町一丁目30番地3
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障がいを持った方に対して、地域社会で自立した生活を送るために必要な支援事業を行い、地域福祉の増進を図り、地域社会の発展に寄与することを目的とする。